

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成26年度第4四半期）

外貨建・仕組預金関係

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	26年度(あ)第112号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組預金に係る損害賠償請求
申立人の属性	個人(50歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した仕組預金に係る損害を賠償することを求める。 ・私は、B銀行担当者から、米ドル相場は大きく変動せず、為替差損を被ることはないとの断定的判断の提供を受け、本件商品を購入するに至った。 ・私は、本件商品購入以前、B銀行で外貨預金を保有していたが、本件商品はこの外貨預金を購入原資に契約したものであった。私は、B銀行からの断定的判断の提供がなければ本件商品を購入することはなく、外貨預金を保有し続け、為替差益を得られるはずであった。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の内容について一定の説明は受けているものの、中途解約時の元本割れリスクの説明はなく、これほど大きな損害を受けることになるとは理解していなかった。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、Aさんが当行に保有していた外貨預金について、米ドルのまま申込みが可能な複数の外貨建て商品を案内したところ、Aさんが本件商品の購入を希望したことから、販売に至った。 ・当行担当者が、Aさんに対し、為替相場の見通しについて断定的判断の提供を行った事実はない。 ・当行担当者は、Aさんからの聴取にもとづき、Aさんの保有金融資産額、投資経験及び購入原資が余裕資金であること等を確認した上で、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・当行担当者は、所定の資料にもとづき、本件商品の内容及び元本割れリスクについて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成27年2月16日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

事案番号	26年度(あ)第118号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた仕組預金に係る損失補てん要求
申立人の属性	個人(60歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した仕組預金に係る損失の補てんを求める。 ・私は、米ドルで預入れ、米ドルで満期を迎える預金商品を希望していたが、B銀行担当者からそのような商品はないとの説明を受けて、本件商品を勧誘されたため、購入に至った。 ・私は、仕組預金の購入経験はあるものの、本件商品のような複雑な商品は初めてであり、商品内容を理解できていなかった。 ・私は、B銀行担当者から、本件商品の元本割れリスクや相対通貨に交換される場合の交換レートについて十分な説明を受けていない。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、米ドル資金の運用相談のために当行を来訪したAさんに本件商品を勧誘したところ、Aさんが購入を希望したため、販売に至った。 ・当行担当者が、米ドルで預入れ、米ドルで満期を迎える預金商品がないとの説明を行った事実はない。 ・当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料にもとづき、本件商品の内容、元本割れリスク及び相対通貨に交換される場合の交換レート等について説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成27年2月12日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	26年度(あ)第159号
申立ての概要	外貨定期預金商品の販売中止要求等
申立人の属性	個人(30歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行で購入した外貨定期預金について、本件商品の販売中止及び本件商品に係る契約の無効を求める。 ・私は、B銀行から本件商品を購入したが、満期時に本件商品の満期金を円転したところ、損失を被った。 ・本件商品は満期時に円転すると、為替コストが利息を上回ることがほとんどであるため、そもそもの商品設計が不適切であり、商品性自体悪質である。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・本件商品について、満期になった場合に円転するかどうかについては、顧客が決めるものであり、強制的に円転されるものではない。 ・Aさんは、本件商品の満期金について外貨のまま持ち続けることも可能であったところ、自らの判断で円転したものであり、本件商品の商品性に問題があったわけではない。

あっせん 手続の結果	<p>【申立不受理】</p> <p>・あっせん委員会は、本件申立ては、B銀行が販売する本件商品について、その商品設計自体不適切であると主張するものであるところ、取扱商品の商品性はB銀行の経営方針にかかわる事項であり、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められることから、業務規程 27 条1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として平成 27 年3月 18 日付けであっせん手続を終了した。</p>
---------------	---

以 上